

第 17 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 22 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「第 24 条の 2 第 1 項」を「第 19 条第 5 項及び第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 19 条第 3 項中「を除く」の次に「。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 150
（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）

（2） 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 50

第 23 条各号列記以外の部分中「及び第 3 項」を「、第 3 項及び第 5

項」に改める。

付 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

労働基準法の改正に伴い、超過勤務手当の支給割合を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。